

事務局提出資料

(個別論点:視点1、視点2)

平成20年3月7日

衛星契約・衛星受信料の現状(概要)

●放送法

(受信契約及び受信料)

第32条 協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。ただし、放送の受信を目的としない受信設備又はラジオ放送(音声その他の音響を送る放送であつて、テレビジョン放送及び多重放送に該当しないものをいう。)若しくは多重放送に限り受信することのできる受信設備のみを設置した者については、この限りでない。

2・3 (略)

●日本放送協会放送受信規約

(放送受信契約の種別)

第1条 日本放送協会(以下「NHK」という。)の行なう放送の受信についての契約(以下「放送受信契約」という。)を分けて、次のとおりとする。

地上契約 ……地上系によるテレビジョン放送のみの受信についての放送受信契約

衛星契約 ……衛星系および地上系によるテレビジョン放送の受信についての放送受信契約

特別契約 ……地上系によるテレビジョン放送の自然の地形による難視聴地域または列車、電車その他営業用の移動体において、衛星系によるテレビジョン放送のみの受信についての放送受信契約

2 受信機(家庭用受信機、携帯用受信機、自動車用受信機、共同受信用受信機等で、NHKのテレビジョン放送を受信することのできる受信設備をいう。以下同じ。)のうち、地上系によるテレビジョン放送のみを受信できるテレビジョン受信機を設置(使用できる状態におくことをいう。以下同じ。)した者は地上契約、衛星系によるテレビジョン放送を受信できるテレビジョン受信機を設置した者は衛星契約を締結しなければならない。ただし、地上系によるテレビジョン放送の自然の地形による難視聴地域または列車、電車その他営業用の移動体において、衛星系によるテレビジョン放送のみを受信できるテレビジョン受信機を設置した者は特別契約を締結するものとする。

●受信料の料額(口座振替等の場合)

地上契約 1,345円

衛星契約 2,290円 (1,345円+945円)

●受信料の公平負担の状況(平成19年3月末の契約率、支払率)

契約率 すべての受信契約:76.9%、衛星契約:71.3%

支払率 すべての受信契約:70.6%、衛星契約:68.5%

個別論点(視点1:衛星受信料について指摘されている問題点について)

視点1 衛星受信料について、現在どのような問題が指摘されているか。

(1) 受信料の公的負担金説の根拠と利用実態の乖離

■ NHKの衛星放送については、「特殊な負担金」(注)という受信料の性格との関係で、次のような指摘がある。

- ・ 受信設備を設置した者のほぼ全てがNHKの放送番組を視聴することを前提とする公的負担金説は、地上放送では、こうした前提と利用実態の間に大きな乖離はなかったと考えられる。
- ・ 他方、衛星放送では、公的負担金説の根拠と利用実態が離れることが明白に出てきたということではないか。

「衛星放送を受信することのできる受信設備を設置した者」には衛星受信料の支払が求められるが、集合住宅への転居等により環境が整備されたに過ぎず、衛星放送を受信しない受信実態には変化がない場合があると指摘されている。

[例] 集合住宅の例、CATVの例

【参考資料P. 1】

(注) 受信料は、NHKが公共放送としての使命を果たすために必要な財源を広く国民視聴者から徴収するため、視聴の有無に関わらず、NHKの放送を受信することのできる受信設備の設置者に負担を求めるものであり、NHKの業務の維持・運営のための特殊な負担金と解釈されている。

■ また、衛星受信料について、国民視聴者からNHKに寄せられる意見には様々なものがあるが、次のような問題が指摘されている。【参考資料P. 2】

- ・ マンション等共同受信、ケーブルテレビで受信可能だが支払いたくない
- ・ スクラブルにすべき
- ・ 配線をしていないので支払いたくない

(2) 衛星契約の契約率の低迷

- 近年、衛星契約に係る契約率は、すべての受信契約に係る契約率と比較し、4～5ポイント低く推移している。【参考資料P. 3、4】

個別論点 (視点2:衛星受信料に係る環境変化について)

視点2 衛星受信料を設定した当時と現時点で、異なる要素は何か。

- (1) 普及状況の変化
- (2) 放送技術の発展
- (3) 受信環境の変化
- (4) 視聴者ニーズの変化
- (5) NHKの衛星放送の番組編成の変化
- (6) NHKの衛星放送のチャンネル数、衛星経費の変化
- (7) NHKの衛星放送の性格(難視聴解消、先導的役割)
- (8) 民間衛星放送事業者との関係
- (9) スクランブル化に伴う視聴者負担

論点

- 衛星受信料について指摘されている課題が顕在化してきた背景には、どのような環境の変化があるのか。
- また、「2000年時点でのNHKの衛星放送のスクランブル化は適当でない」との結論を得た時点から現在までの間に、どのような環境の変化があったのか。
- これらの環境の変化を、衛星受信料の公平負担との関係においてどのように理解すべきか。

個別論点(視点2:衛星受信料に係る環境変化について)

視点2(1) 普及状況の変化

衛星放送の普及状況の変化を課題の顕在化との関係でどのように理解すべきか。

- ・ NHK衛星放送が開始された1989年度末の衛星契約件数は120万件。2007年5月に1,300万件を超え、2008年度末には1,369万件が計画されている。【参考資料P. 5】
- ・ 衛星デジタル受信機は急激に普及しており、2007年10月に3,000万台を突破。【参考資料P. 6、7】
- ・ 一方、衛星契約の契約率は、こうした普及に追いついておらず、近年低下傾向にある。【参考資料P. 3、4】

- 衛星受信機の普及に伴う衛星契約対象者(衛星受信設備の設置者)の増加が、指摘されている課題が顕在化してきた一因。
- 今後、衛星受信機が更に普及し、衛星契約対象者が増加すれば、こうした課題は更に顕在化し、受信料の公平負担の状況(契約率、支払率)や受信料収入に影響を及ぼすおそれがあると考えられるのではないか。

個別論点(視点2:衛星受信料に係る環境変化について)

視点2(2) 放送技術の進展

視点2(9) スクランブル化に伴う視聴者負担

①衛星デジタル放送のスクランブル化は受信者の追加的な負担なしに実現可能、②衛星アナログ放送は2011年に終了予定という点を、過去のスクランブル化検討や衛星受信料の公平負担との関係でどのように理解すべきか。

- ・ 衛星デジタル放送のスクランブル化は、受信者による新たな設備の設置を要しない(追加的な負担なしに実現可能)。【参考資料P. 8~10】
- ・ 衛星アナログ放送の終了が予定されている2011年以降は、衛星デジタル放送のみとなる。
- ・ 「2000年時点でのNHKの衛星放送のスクランブル化は適当でない」とした過去の検討(1999年)における結論は、①衛星デジタル放送の普及、②衛星デジタル放送開始段階における民間放送事業者との併存体制、③衛星アナログ放送をスクランブル化した場合の視聴者の受信コストの増加を理由としたものであった。【参考資料P. 11】
- ・ なお、NHKにおいては、衛星デジタル放送の開始時に、受信料の公平負担の徹底のため、「受信確認メッセージ」を導入。【参考資料P. 12、13】

- 2011年以降は、2000年時点でのNHKの衛星放送のスクランブル化について「適当でない」とした論拠の一つが解消されると考えられるのではないか。(デジタル放送のみとなるため、新たな設備の設置等「受信者コストの増加」は生じない。)
- 「受信確認メッセージ」がどのような効果を上げているのかを検証し、表示面積、表示位置、表示時間等の仕様変更を検討することも、受信料の公平負担に資するのではないか。

個別論点 (視点2:衛星受信料に係る環境変化について)

視点2(3) 受信環境の変化

個別受信の割合が減少しつつある一方で、共同受信の割合が5割を超えた状況を課題の顕在化との関係でどのように理解すべきか。

・ NHKの調査によれば、1993年に約25%であった共同受信(都市型CATV方式、集合住宅共聴方式等)は、2007年には約51%となっている。【参考資料P. 14】

- 共同受信の割合の増加が、指摘されている課題が顕在化してきた一因。
- 今後、こうした傾向が続けば、指摘されている課題は更に顕在化し、受信料の公平負担の状況(契約率、支払率)や受信料収入に影響を及ぼすおそれがあると考えられるのではないか。

個別論点(視点2:衛星受信料に係る環境変化について)

視点2(4) 視聴者ニーズの変化

視点2(5) NHKの衛星放送の番組編成の変化

視聴者ニーズを衛星受信料との関係でどのように理解すべきか。また、NHKの衛星放送の番組編成が、放送開始時と比較して、自主制作番組の増加、再放送番組の減少といった変化を遂げている状況を、衛星受信料の公平負担との関係でどのように理解すべきか。

- NHKの衛星放送に関する視聴者ニーズ・評価は、様々。例えば、視聴者は画質に高い関心を持っているとの指摘がある。また、総務省やNHKによる調査でも、「高画質・高音質」、「地上波では放送しない番組」等が衛星放送の魅力やその受信の契機となっている。【参考資料P. 15、16】
- 番組編成については、当初は外国からの購入番組等が中心であったが、自主制作番組の増加、再放送を減らし本放送を増やすといった番組の充実が図られてきた状況。【参考資料P. 17】

- 2011年以降の衛星チャンネルの再編成を検討する前提として現状を分析する際に、国民視聴者によるNHKの衛星放送に関する様々な評価を総合的に検証し、受益と負担の関係にも着目しつつ、衛星受信料の在り方を検討する必要性が生じてくると考えられるのではないか。
- NHKの衛星放送の番組編成は放送開始時と比較して、自主制作番組の増加などを通じて、徐々にモアチャンネル的なものとなってきたと考えられるのではないか。

個別論点(視点2:衛星受信料に係る環境変化について)

視点2(6) NHKの衛星放送のチャンネル数、衛星経費の変化

これまでの衛星放送のチャンネル数や経費の変化、それらに関する今後の見通しを衛星受信料の公平負担との関係でどのように理解すべきか。

- 1989年から1999年までは2チャンネル、2000年からは3チャンネル体制。(2000年から3チャンネルで衛星デジタル放送が開始。2007年、BSHiのアナログ放送は終了。2011年、BS1、BS2もアナログ放送は終了)【参考資料P. 18】
- 現在、別途開催中の研究会で、今後の衛星保有チャンネル数の在り方を検討中。
- 累積赤字は1998年に解消。2000年のBSHiの本放送開始に伴い再び発生したが、現在再度解消されつつある状況。【参考資料P. 19、20】
- 今後、衛星アナログ放送の終了に伴う経費削減やチャンネル数等の見直しによる経費変動が見込まれる。

➤ 衛星付加受信料は毎年度見直されているものではないが、今後、衛星アナログ放送の終了や保有チャンネル数の見直し等による経費の変動、衛星契約数の増加による収入の変動が想定されるため、こうした変動の効果と水準の関係を整理する必要性が生じてくると考えられるのではないかと。

個別論点(視点2:衛星受信料に係る環境変化について)

視点2(7) NHKの衛星放送の性格

現在のNHKの衛星放送は、難視聴解消、BS放送の普及発展等といった役割を担っているが、今後、難視聴対策を衛星放送による別スキームで実施する場合、どのような役割が期待されるか。

• 現在のNHKの衛星放送の役割

BS1:衛星系による放送の普及に資するためその特性を生かして行う総合放送

BS2:難視聴解消を目的とする放送

BShi:技術動向を踏まえ、デジタル技術の特性及び高画質性を生かしたデジタル方式の高精細度テレビジョン放送の普及に資する高精細度テレビジョン総合放送

• NHK衛星放送が開始された1989年度末の衛星契約件数は120万件。2007年5月に1,300万件を超え、2008年度末には1,369万件が計画されている。【参考資料P. 5】

• 衛星デジタル受信機は急激に普及しており、2007年10月に3,000万台を突破。【参考資料P. 6、7】

• ハイビジョン制作番組比率は、総合:92%、教育:51%、BS1:8%、BS2:54%、BShi:100%。【参考資料P. 21】

➤ NHKの衛星放送の今後の役割については、保有チャンネル数の在り方とセットの議論と考えられるのではないか。

個別論点(視点2:衛星受信料に係る環境変化について)

視点2(8) 民間衛星放送事業者との関係

衛星放送市場におけるNHKと民間衛星放送事業者の関係をどのように理解すべきか。

- ・ NHK衛星放送が開始された1989年度末の衛星契約件数は120万件。2007年5月に1,300万件を超え、2008年度末には1,369万件が計画されている。【参考資料P. 5】
- ・ 衛星デジタル受信機は急激に普及しており、2007年10月に3,000万台を突破。【参考資料P. 6、7】
- ・ 「2000年時点でのNHKの衛星放送のスクランブル化は適当でない」とした過去の検討(1999年)における結論は、①衛星デジタル放送の普及、②衛星デジタル放送開始段階における民間放送事業者との併存体制、③衛星アナログ放送をスクランブル化した場合の視聴者の受信コストの増加を理由としたものであった。【参考資料P. 11】

- これまでの衛星放送市場は、受信料収入を財源とするNHKが「衛星放送の普及」の役割を担い、それとは財源の異なる民間放送事業者との二元体制により発展してきたと考えられるのではないか。
- 民間衛星放送事業者との併存体制については、
 - (1)2002年以降、BSデジタル放送とCS放送(東経110度CSデジタル放送)は同一のパラボラアンテナでの受信が可能となっていること
 - (2)CS放送を受信することのできる三波共用受信機(地上放送、BSデジタル放送及び東経110度CSデジタル放送を受信することのできる受信機)が急速に普及していることによりBS放送とCS放送の双方において同様の受信環境が整いつつある点を踏まえれば、BSデジタル放送事業者との関係のみならず、CS放送事業者との関係も考慮する必要が生じてきていると考えられるのではないか。